

第5章 計画の推進体制等

第5章では、本計画に基づく施策が適正な進捗管理の下に効果的に推進されるよう、計画の推進体制や評価の手法などについて示します。

1 計画の推進体制

- 計画の推進に当たっては、環境部を中心に関係部局で組織する環境管理推進委員会により、全庁的な取組を展開します。
- 多岐にわたる環境問題に対応し、環境行政を効果的に推進するため、各種研修などを通じて、環境行政を担当する県職員の政策立案能力や資質の向上を図ります。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体に計画に基づく取組を呼びかけ、多くの県民の行動・参加により、持続可能な社会の実現を目指します。

2 進捗管理と評価

- 環境管理推進委員会において、計画の進捗管理を行い、達成目標に対する評価を毎年度行います。その結果を踏まえ、施策の見直しや改善などを行っていきます。
- 計画に基づく施策の進捗状況については、毎年度作成する「長野県環境白書」において公表し、長野県環境審議会へ報告します。

3 計画の見直し

- 社会状況や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合などは、計画期間中であっても計画の見直しを行います。